

意

神政連レポート

特集

「昭和から平成への 御代替り」を回顧する

- ◆ 皇室の尊厳護持のために、
「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に関して
- ◆ 神政連国會議員懇談会総会・
平成二十九年中央委員会を開催
- ◆ 憲法を読もう～番外編～「国民投票の仕組み」
- ◆ 福岡県神道政治議員連盟発会式報告
- ◆ 神政連が取り組む課題

～皇室の尊厳護持のために～

畏くも天皇陛下には天機麗しくわたらせられ、折々の御祭祀、また日々の御公務をはじめ、戦歿者御慰靈、被災地への御見舞等、常に国家国民の上にそそがれます御慈愛に接し、恐懼感激に堪えません。

昨夏、御譲位につき大きく報道がなされ、国内外に、大きな衝撃をもつて伝えられ、天皇陛下には「象徴としてのお務めについてのおことば」として、ビデオ放映を通じて親しく国民にお考えをお述べになられました。

安倍総理は、憲法・歴史・皇室典範などの専門家に意見を求め、課題や問題点を整理し検討を行うため



神道政治連盟副会長
吉川 通泰

「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を開催しました。これを受け、有識者会議は十四回の会合を重ね、最終報告を取り纏め、政府はこの報告を参考に御譲位を実現する法案を国会に提出し、今上陛下の御一代に限る「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が今六月に可決成立し、三年のうちに御代替りが行われる見通しとなりました。

御譲位は第百十九代光格天皇以来、約二百年ぶりに行われ、初代神武天皇より第二百一十五代今上陛下まで、一度の例外なく男系で継承されたきた皇統は、皇太子殿下に継承され、秋篠宮殿下が皇嗣となられることとなりました。

皇室國家の重儀である御即位の儀式はもとより、終身御在位を原則とする、明治以来の皇室典範に規定のない御譲位に関する諸儀式についても、先例

を考証し伝統を踏まえた国家の最重儀として、御代替りの諸儀式が厳肅に行われるよう政府に強く希望する次第です。

北朝鮮、中国と独裁国家の指導者の言行を見る

につけ、元旦の四方拝・歳旦祭に始まる折々の御祭祀に「何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて」「国民を思い、国民のために祈る」との大御心のままに、ひたすら国家国民の幸福と世界

の共存共栄の篤い祈りを捧げられる皇室を戴く有難さに、唯々皇位の長久をお祈り申し上げずにおられません。

またこの度、眞子内親王殿下には、御婚約が内定との御慶事が発表になりました。誠に慶賀の極みに存じ上げ心よりお慶び申し上げる次第です。

しかしながら、陛下をお支えになる女性皇族が御結婚により皇族を離れられ、やがて次世代の皇族は悠仁親王殿下御一方となられますことは、皇室国家の将来に大いなる危惧の念を抱かざるを得ません。

また御譲位は決定しましたが、皇位の安定的な

継承問題は一向に解決しておらず、「皇室典範特例法」の附帯決議に、またぞろ、伝統を無視した女系天皇につながる女性宮家の創設の文言が盛り込まれました。

敗戦後の占領下、様々な我が国の弱体化政策が次々に進められる中、GHQの強い圧力により、止む無く御当主が皇位継承権を有する十一の宮家が皇族を離れられました。

皇太子殿下が即位されると皇位継承者は御三方になられる現状に鑑み、皇室の藩屏たる旧皇族、宮家の皇籍復帰を含め、安定的な皇位の継承に資する諸制度、皇室典範をはじめ関係諸法規の十全な整備を目指し、国会や政府の動向を注視しつつ、「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続していくことをひとえに念じ」との観慮に副い奉り、世界に類のない万世一系の天皇を仰ぐ我が国の国柄、誇るべき長い伝統、皇位の男系継承を守るために、今後とも健全な世論の喚起に努力して参る所存です。

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」について

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の制定を受け、本連盟は会長談話、神社本庁は基本的姿勢をそれぞれ表明致しました。今後、具体的な運動展開を行う場合には、この点を踏まえて御協力方お願い申上げます。

神道政治連盟会長談話

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が成立、公布された。今後は天皇陛下の御譲位に向けての諸準備がなされるものと拝察されるが、御譲位からはじまる皇位継承に関する諸儀式が、皇室の長い伝統に則り、皇位の重みを尊重して、国の重儀として執り行はれるやう慎重に検討を重ねるべきである。

本特例法制定に関して何よりも問題視すべきは、衆参両議院の附帯決議に「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」と「女性宮家の創設等」の文言が検討課題として盛り込まれたことである。たしかに附帯決議に法的拘束力はないが、「女性宮家」の創設が優先して検討されるかのやうな報道がなされた。「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」については、法案審議の政府答弁にあるやうに、まづは「男系継承が古来例外なく維持されてきた」重みを踏まへて、皇室の安泰化に向けた方策の検討が望まれる。他方、「女性宮家の創設等」については、宮家が、皇位継承

権を有する者を当主とする皇族御一家のこととを意味してをり、宮家の創設には必ず皇位継承の問題が関はつてくることから、皇位継承の課題と切り離されて記載されたものと推察する。

しかし、野田内閣当時、「女性宮家」について、「皇位継承の問題ではない」と明言してゐたにもかかはらず、同じ語が民進党の主張により「安定的な皇位継承」といふ文脈で盛り込まれたことは看過できない。過去と異なる主張を押し通した民進党の姿勢は言ふに及ばず、国会での十分な検討もなされず決議に盛り込まれたことは誠に遺憾である。このことを十分認識・留意しつつ、これから議論を進めるべきである。

なほ、「女性宮家の創設等」については、女性皇族の御結婚によって「皇室活動の安定性」が将来的な問題とされるのであれば、例へば御結婚後であつても、皇族身分であった者としてその後も皇室活動に協力することが出来る方途など検討すべきである。

以上

神社本庁の基本的姿勢

今般、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が制定、公布された。法には、「退位」の語が使用されてゐるが、古くは律令に規定されてゐるやうに、「譲位」といふ語が公式かつ歴史的に用ゐられてきた。その事実を踏まへ、「退位」ではなく「譲位」の語を用ゐることが適切である。此の度、法の施行によつて「譲位」が現実のものとなるに際し、左の通り神社本庁の基本的な姿勢を明らかにするものである。

一、皇位の継承は、皇嗣が践祚され祖宗の神器を

承ける皇室・国家の重儀であり、皇室典範第二

十四条の定める「即位の礼」は、御代替に関する

平成二十九年七月二十一日 神社本庁

会長談話・基本的姿勢は、各公式ウェブサイトでも公表しています。

「昭和から平成への御代替り」を回顧する

國學院大學名譽教授
神道政治連盟政策委員

大原康男

まことに月並みな言いまわしだが、月日の経つのは早いもので、平成三十一年一月七日には昭和天皇三十年祭が斎行され、翌八日には平成に改元されて三十年という節目の日を迎えることになる。往時を回顧して感慨を新たにする人も少なくはあるまい。この機に昭和から平成への御代替りを振り返つてみることも意義あることと思われる。

周知のように、江戸時代以前は法的には必ずしも整備されていたわけではなかった御代替りの制度や儀礼が成文法によって整えられたのは明治になつてからのことである。明治二十二年に明治憲法とともに制定され、憲法と同等の効力を持つとされた皇室典範に基本的規定を置き、細則はその付属法規である各種の皇室令に規定された。

皇室典範は、これまで頻繁に行なわれてきた「譲位」を認めず、皇位継承の原因を「天皇崩御」に限定し

たので、御代替りの諸儀は大きく分けて五つになつた。すなわち「践祚」・「改元」・「御大喪」・「即位の礼」・「大嘗祭」であるが、まず、践祚から御大喪までは、崩御されてからおよそ五十日以内に行われ、一方、即位の礼と大嘗祭は一年間の諒闇(服喪期間)^{りょうあん}が明けた後に本格的な準備に入る。

すなわち、御代替りの諸儀は先帝に対する追慕・哀悼の念を捧げ、新帝の御代の長久・繁栄を願うといふ二つの思いが重なる中で、約二年間にわたつて営まれる一連の儀式・祭典を謂うのである。

しかしながら、現憲法の下に制定された同名の新しい皇室典範は一介の法律に過ぎず、関係法規もごく限られており、中でも最も重要な皇位継承に関する規定は実に不十分なものであつたため、平成度御代替りは大正・昭和の御代替りとは違つて、必ずしも円滑に行なれたわけではなかつた。

まず、「践祚」という概念が明文で規定されていない。「践祚」は、宝祚すなわち皇位を践むという意味で、古くは践祚と即位は同じことと考えられていたが、律令体制を導入した際、シナでは皇帝が即位後に即位したことを天下万民に公示する儀式を取り入れたために、とくに平安朝以降は践祚と即位の礼が区別されるに至つた。以来、践祚は皇位の象徴とされる「三種の神器」を継承する簡素な儀式として、他方、即位の礼はシナ風の莊重華麗な儀式として伝えられてきたのである。

ここで問題なのは、「践祚」という言葉が現典範に明文で規定されていないために、もはや践祚そのものが存在しないという解釈が公法学で広く唱えられてきたことである。

しかし、典範制定の経緯を調べてみると、当時の政府は「文字こそ変わっているけれども、殆どそのまま今回の改正案にある」と明言している。すなわち、典範四条「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」の「即位」は践祚の意味であり、同二十四条「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う」の「即位

の礼」は従来の意味であつて、それぞれ概念を異にしているということであり、平成の御代替りでも政府はこの答弁を踏襲した。

昭和六十四年一月七日に昭和天皇が崩御されるや、直ちに今上陛下が践祚されたが、その中核をなす「剣璽渡御ノ儀」は「剣璫等承継の儀」と改められ、国事行為として行われた。野党はこのような位置づけは憲法の政教分離に違反すると批判したが、儀式は宮中三殿ではなく、宮殿内の松の間であり、新帝も参列者もすべて通常服を着用、同時に御璽・国璽の承継もなされているし、皇室祭祀に奉仕する掌典職の参与もない。これが宗教的儀式と言えるのだろうか。

次は改元であるが、現元号「平成」は、すでに十年前の昭和五十四年に制定されていた元号法に従つて定められ、格別の問題は生じていない。ただ、現行法は「一、元号は、政令で定める。二、元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」とあるだけで、その選定に新帝がいかに関わられるのかが依然として不明のままである。「平成」と決定され、翌八日に改元されるに際しては、事前に「御聽許」を戴いたと伝え

られているが、疑義を招かないためにもきちんと手続きを明文で定めるべきであろう。

続いて斎行されるのが先帝の御大喪である。典範二十五条は「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う」と規定するにとどまり、いかなる方式で大喪の礼を行ふかについての規定を全く欠いているために、それを二月二十四日に新宿御苑を斎場として営むに当たつて、政府は旧典範下の皇室喪儀令に基づいて「国礼・国式」（広い意味での神式）による「皇室の行事」として「葬場殿の儀」を行い、続いて同じ場所でいわゆる無宗教式による「大喪の礼」を営むという二本建ての方式を採用したのである。

このような変則的な方法となつたのは、「大喪の礼」イコール「葬場殿の儀」とすれば、これまた政教分離に抵触するとの批判を受けることにならないかと危惧したからであろうが、そのために、「葬場殿の儀」から「大喪の礼」に移る際に、鳥居と大真榾を撤去するという実に非礼な手法を弄したのである。

このような手のこんだ着想をしなくとも、戦後日本においても範とすべき先例がある。昭和二十六年六

月に行われた貞明皇后の大喪儀は皇室喪儀令にのつた準国葬で斎行され、いまだ占領下で神道指令が有効であった時期にもかかわらず、何ら問題とされなかつたのだから、堂々と皇室喪儀令で「大喪の礼」それ自体を営めばよかつたのだ。私自身は早くからこの事実を新聞やテレビで主張していたのだが…。

そして、最後が即位の礼と大嘗祭である。平成二年十一月十二日、即位の礼は旧典範下の登極令にほぼ準拠して行われ、中心となる即位礼正殿の儀は正殿松の間で莊重華麗に挙行された。束帶姿の男子皇族・十二单衣姿の女子皇族をはじめとする参列者が参進した後、黄櫨染御袍を召された天皇陛下、御唐衣・御五衣・御裳に身を包まれた皇后陛下がお出ましになり、天皇陛下は即位のことを内外に宣明するお言葉を述べられたのである。

次いで海部首相が寿詞を申し上げ、それが終わるや数歩退いて「万歳」を三唱、参列者がこれに唱和した。平安朝の絵巻物さながらに繰り広げられた盛儀に、百五十八か国にも及ぶ海外の参列者は鮮烈な印象を受けたようである。

その一人、ブータンのワンチュク国王は「非常に深い感銘を受けた。古式ゆかしい伝統ある儀式の再現は、アジアの誇りといえよう。経済的にもつとも発展したこの国で、このような古い時代の儀式が保存され、現代的にアレンジされた形で式が挙行されたことは、一つの驚きである」とその感動を隠そとしなかつた。同様の感想を披瀝した人々はほかにも少なからずいる。

十日後の二十二日夜から二十三日の未明にかけて斎行された大嘗祭には、外国人の参列は無かつたものの、木の香も新しい大嘗宮の柱が篝火に揺らめく中で、古式にのつとて厳肅に営まれた模様はテレビの映像を通して拝観できたので、多くの人は即位の礼とは異なる幽玄・靈妙な雰囲気を堪能したのではなかろうか。

こうして足掛け一年にわたった平成度御代替りの諸儀は概ねつつがなく終わつた。私自身は政府の招きで御大喪と即位の礼に参列する機会を得て、一生に一度有るか無いかの貴重な体験をさせて戴いたことは真にありがたいことであった。

しかのみならず、法制上の不備を突くかのように、

伝統に依拠する皇位繼承に異議を唱える勢力の反対運動が活発化し、これを無視することはできなくなつて政府が採つた苦肉の策がいわゆる「有識者」からの意見聴取である。私もその一人として依頼され、私見を開陳するという予想外の成り行きにいささか驚いたことを思い出す。

併せて、「皇室問題懇談会」（藤波孝生・村上正邦議員ら）と「国家基本問題同志会」（亀井静香・平沼赳氏議員ら）という二つの国会議員グループの勉強会に招かれて話をした機会に、首相官邸への働きかけを頼んだこともある。それらが、何がしかのお役に立つたとすれば、望外の喜びと言わねばなるまい。

しかし、ことはこれで終わつたわけではない。即位の礼・大嘗祭をめぐる政教訴訟が全国五都府県で相次いで提起され、提訴された自治体から訴訟対策の相談を受けたからである。政教問題一般についてはある程度の知識はあるにしても、訴訟に直接関わる経験はいたつて乏しいので、自信はなかつたのだが、いわば御代替り奉賛のアフターケアとしてお手伝いした次第である（訴訟はことごとく原告敗訴）。

神政連国会議員懇談会総会・平成二十九年中央委員会を開催

自民党の国会議員らを中心に組織されている神道政治連盟国会議員懇談会(安倍晋三会長)では、去る六月十三日、東京のホテルニューオータニを会場に、総会並びにじめ全国の地方議員連盟会員や神政連都道府県本部役員など、約四〇〇名が集まり意見交換を行いました。

総会は国議懇事務局長代理の城内実衆議院議員が司会を務め、会長代行の中曾根弘文参議院議員の開会挨拶に続き、打田文博神道政治連盟会長が挨拶し、皇室制度や憲法改正などについて、今後も同会と連携を図つていく旨を述べました。

その後議事に移り、まず活動報告として、皇室の制度に関する勉強会が昨年十一月から七回に亘り開催されたことや、地方議連の設立状況と和歌山県議連が新設されることなどが報告されました。

今後の活動計画については、勉強会の継続実施、各地



中曾根弘文会長代行による挨拶

の神社参拝や研修会の開催、青年神職との交流会などの企画が示され、異議なく了承されました。

総会終了後の合同懇談会では、田中恒清神社本

院議員を務める伊吹文

明衆議院議員の発声で乾杯。懇談中には、公務の合間を縫つて出席した自民党総裁の安倍晋三会長より挨拶があり、「日本の歴史にとつてとても大切な時期を迎える。神政連の皆様にこそ御協力を願い申し上げる」と述べました。

尚、神道政治連盟国会議員懇談会では、平成二十九年八月十日現在、衆議院議員二二九名、参議院議員八二名、計三二一名の国会議員が会員として活躍しています。

す。また各地方においても二十九の自治体において地方議員連盟が設立されており、各都道府県の神政連本部や神社庁と連携し、それぞれ活動を展開しています。

翌日、神社本庁大講堂において、各都道府県の中央委員一五三名(代理含む)の出席のもと、平成二十九年中央委員会が開催されました。

開会式では、打田会長の主催者挨拶に続き、来賓の

田中恒清神社本庁総長、自由民主党副総裁高村正彦衆議院議員、神道政治連盟国会議員懇談会事務局長代理城内実衆議院議員より、それぞれ祝辞を戴きました。高村副総裁は、昨年の参院選への謝意を表すとともに、国民が誇りを持てる国作りに繋がる憲法改

正実現への協力を要請しました。

次に、表彰式が行われ、靖國神社参拝訴訟の対策や昨年の参院選における支援活動に尽力した都府県本部などをはじめ、多年に亘り神政

事業計画では、陛下のおことばに關わる事柄が皇室の歴史の教訓や伝統の継承を踏まえ、慎重な議論がなされるよう働きかけてゆくこと、憲法改正実現に向けて友好団体等と連携し組織的な国民運動を推進して、国民投票を目標に過半数の形成を図ることなどが示されました。また、昨年八月に逝去された服部貞弘常任顧問に対し黙祷が捧げられました。

憲法を読もう（番外編）「国民投票の仕組み」

前号(一〇一)号)で紹介しましたが、憲法改正は国会員総員の三分の二以上の賛成をもつて発議され、その後国民党投票で過半数の賛成を得ることで成立します。現在、自民党内では改正項目の絞り込みに向けた議論が活発に行われており、今後国会で発議されれば、初めて憲法改正の国民投票が実施されることとなります。来るべき時に備え、今回は国会発議後の国民投票の仕組みについて紹介致します。

※「日本国憲法の改正手続に関する法律」については「国投法」と表記しています。

国民投票の期日の決定

国民投票の期日は、国会が憲法改正を発議した日から起

算して、(二)日以後の(三)日内(国投法二条の二)において
国会の議決した期日に行われます。尚、決定された期日は官
報で告示されます(国投法二条の三)。

憲法改正に関する広報周知

国民投票運動の実施
国民一人ひとりが委縮することなく、自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが必要であるとの考え方から、公務員を含み国民投票運動及び憲法改正に関する意見表明をすることは原則としています（国投法）

開票

または反対の文字を〇（丸印）で囲み投票します（国投法五七条）。尚、憲法改正案は内容において関連する事項ごとに提案され、改正案ごとに一人一票与えられます（国投法四七条）。

投票権は、国民投票の期日現在で年齢満十八歳以上の日本国民が有するとされていています（国投法三条）。ただし、平成三十一年六月二十日までの国民

投票

投票権を有すること)としない
ます(国投法附則(平成二
十六年六月二十日法律第
七五号))。投票方法は、投
票用紙に記載された賛成

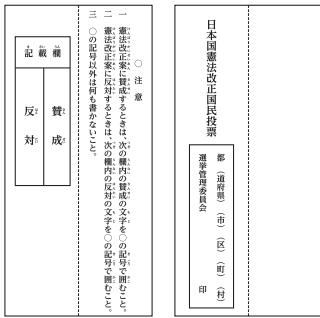


表 裏

憲法は「国のかたち」を示す最高法規であり、重要であるからこそ最終的な判断が主権者である国民に委ねられています。憲法改正が現実味を帯びてきたいまこそ、私たち一人ひとりが憲法改正について考え方や行動していくことが大切ではないでしょうか。

開票時において、(1)所定の用紙を用いないもの、(2)丸印以外の事項を記載したもの、(3)自書しないもの、(4)賛成、反対ともに丸印を記載したもの、(5)何れに丸印を記載したか確認し難いもの、については無効票となります(国投法八一一条)。ただし、国民の意思をできるだけ汲み取るため、○印の記入ではなくとも「反対」の文字を×印、「重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は「賛成」の票として、「賛成」の文字を×印、「重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は「反対」の票として、開票管理者の決定により、有効としなければならないとしています(国投法八一一条)。

「国民投票広報協議会」（以降「協議会」とする）が設置されますが（国会法第一〇一条の二）。

協議会は国民投票公報（※二）の原稿作成や、憲法改正案のラジオ放送又はテレビ放送、新聞広告等の広報に関する事務を行います（国投法第一四条）。広報活動には協議会自らが行う広報のほかに、協議会を通じて行う各政党による意見広告等がありますが、これらの広報に対しても、賛成反対にかかわらず、その放送や広告の回数等が同等となるようにならなければならないとしています（※二）（国投法一〇六条、一〇七条）。尚、期日前投票が開始される一週間前から投票期日までの間は、協議会が行う広報放送を除き、国民投票運動のためのラジオ・テレビの広告放送が制限されます（国投法一〇五条）。

福岡県神道政治議員連盟発会式報告

神道政治連盟
福岡県本部幹事長

久富真人

平成二十九年五月三十日

(火)、福岡リーセントホテル

において、福岡県議会議員三

十九名・神職百三十七名の

出席を得て、福岡県神道政

治議員連盟の発会式が開催

されました。

神政連福岡竹間会長の挨

拶に続き、福岡県神道政治

議員連盟の全会員(自民党県議団四十三名・緑風会県

議団七名、合計五十名)の紹介がありました。次に、自民

党福岡県議団原口剣生会長が、発起人代表挨拶を行

い、設立趣意書・会則を採択致しました。

更に活動方針として、

①皇室の尊厳護持運動

②自主憲法制定運動

③国家主権と領土を巡る諸問題への対応



④教育の正常化と正しい歴史観を後世に伝える運動

⑤靖國神社公式参拝・国家護持運動

⑥時局に応じて取り組む対策

⑦国旗掲揚・国歌斎唱の推進運動

を、連携して取り組んで行くことが確認され、引き続
き懇親会が行われました。

尚、後日開催された議員連盟会議により、福岡県神道

政治議員連盟会長に加地邦雄県議会議員が、幹事長に
阿部弘樹県議会議員がそれぞれ就任することに決定致

しました(加地氏は日本会議九州地区県議団の会長で
あり、阿部氏は神職であります)。

神政連福岡では、福岡県選出の自民党国会議員と県
連事務局長を合わせた十四名と、毎年情報交換会を開
催しており、今後は、県議団五十名との交流会も開催し
て行く予定です。自民党国会議員・福岡県神道政治議
員連盟、そして神政連福岡が連携を密にしながら時局
問題に取り組んで参る所存です。

神政連が取り組む課題

↙最近の動向↙



憲 法

自民党憲法改正推進本部では、来年の通常

国会での発議をめざすべく、自衛隊の憲法への
明記、緊急事態条項、高等教育を含む教育無償化、参院選の
合区解消を中心に、改憲案のとりまとめに向けた議論が続け
られています。

本連盟では、自衛隊を憲法に明記する必要性を周
知するべく、新たに啓発チラシを作成し配布しています。



靖國神社

終戦記念日の八月十五日、安倍首相は私費で
玉串料を奉納しましたが参拝はしませんでした。

閣僚も支持率低下を受けて実施した内閣改造直後というこ
ともあってか、第二次安倍政権発足以降では初めて全閣僚が
参拝を見送りました。一方、「みんなで靖国神社に参拝する
国会議員の会」では、一六一名(含代理九八名)の国会議員
が参拝しました。



歴 史 認 識

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後
世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日
本人らしさが忘れられる今、この国に誇りと自信を取り戻
すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。



教 育

初めて行われた小学校道徳の教科書採択で、特定の
に対する不採択運動を展開していた旨報じられました。

一方、NHKは九月、中学校歴史教科書で唯一、慰安婦の記述が
ある「学び舎」教科書の採択をめぐり、抗議葉書が届いたことを
「圧力」と報じましたが、教育出版教科書の問題については、社名
を伏せて批判が寄せられているを取り上げたものの、不採択
運動の対象とされたことには殆ど触れないといった、偏向的な報道
も見られました。



憲法改正運動 啓発チラシの御案内

自民党内では現在、自衛隊の憲法明記など、具体的な改憲項目として四項目を掲げ、憲法改正に向けた議論が展開されています。国民の生活を守るために、日夜任務にあたっている自衛隊に対するいわれなき非難をなくし、名誉を守るためにも、自衛隊の存在を憲法に明記すべきと考えます。

本連盟内に設置の「憲法改正推進委員会」では、この度、自衛隊の憲法明記にかかる啓発チラシ(A4・両面カラー刷り)を作成しました。

憲法改正にかかる国民投票を視野に入れ、各地区・各県における世論の喚起と理解を深めるためにご活用下さい。

ご希望の方は中央本部へお問い合わせ下さい。尚、神政連のホームページにも掲載しております。

